

## 緑化助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市街地の緑化推進を図るため、新たな緑化を創出する者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を助成し、社会的課題である地球温暖化、防災の観点も視野に入れた緑豊かなでうるおいとやすらぎのあるまちづくりを形成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法第42条第1項各号（建築基準法第42条第2項扱い道路も可）に掲げるものをいう。
- (2) 植栽基盤 植物の生育基盤である土壌をいう。
- (3) 樹木 高木、中木、低木をいい、タケ類を含むものをいう。高木とは、植栽時の地上高が3メートル以上のものをいい、中木とは、植栽時の地上高が1メートル以上3メートル未満のものをいい、低木とは、植栽時の地上高が1メートル未満のものをいう。
- (4) 地被植物 芝、草本類等の地面を面的に覆うものをいい、ここでは一年草や野菜類は含めない。
- (5) 保護材 地被植物を自動車等の踏圧から保護するためのブロック等をいう。
- (6) つる性植物 壁に直接吸着して登はんするもの…ナツヅタ、キヅタ、オオイタビ、ヘデラ・ヘリックス、ノウゼンカズラなど、格子やフェンス等に巻きつき又は絡みついて登はんするもの…クレマチス、トケイソウ、モッコウバラ、フジ類など、下に垂れ下がる下垂するもの…ヘデラ・カナリエンシス、コトネアスター類、ハイネズなどをいう。ここでは一年生の植物や野菜類は含めない。

### (助成の対象)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、宇治市内に居住し、当該居住地において、次の各号にいずれかに該当する緑化を行うものとする。

#### (1) 生垣緑化

- ① 道路に面する敷地内に設置する生垣（ネットフェンスなど透視性のあるものと併設するものも生垣とみなす。以下同じ。）であること。
- ② 生垣の延べの長さは、3メートル以上であること。
- ③ 生垣として植栽する樹木の高さは、0.8メートル以上であること。
- ④ 生垣の植栽方法は、1メートル当たり2本以上であること。
- ⑤ 植栽基盤と道路との間に構造物がある場合、道路から構造物の天端

までの高さが概ね1.5メートル以下であること。

- ⑥ 道路から見た場合、構造物が植栽した樹木の地上高の半分以上を隠さないこと。

(2) 庭先緑化

- ① 緑化は、3平方メートル以上であること。
- ② 3平方メートル以上の目安は、低木で15本、中木で6本、高木では1本以上とする。
- ③ 道路から樹木が見え、かつ道路から6メートル以内の場所に植栽されていること。

(3) 駐車場緑化

- ① 緑化は、3平方メートル以上であること。
- ② 使用する植物は地被植物(ノシバ、タマリユウなど)とすること。
- ③ 地被植物の保護材も緑化面積に含める。ただし、1区画に占める地被植物の面積が1/3以上の場合に限り、満たない場合は、地被植物の面積のみを緑化面積とする
- ④ 道路から地被植物が見え、かつ道路から6メートル以内の場所に植栽されていること。

(4) 壁面緑化

- ① 緑化は、3平方メートル以上であること。
- ② つる性植物により、塀、フェンスなどの外構や建物の壁面を緑化し、当該壁面は、道路に面していること。
- ③ 植栽延長1メートル当たり3本以上植栽すること。
- ④ 植栽時にまだ高さが1mに満たない場合、算定の高さは一律1mとし、緑化した部分が上下に重なる場合、重複して算定出来ない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、緑化に要する経費の2分の1以内とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 既存のブロック塀などを除去して生垣へ転換する場合は、生垣の延長1メートル当たり10,000円(1メートル当たりの経費2分の1の額が10,000円以内の場合は、その額)とし、総額で100,000円を限度額とする。
- (2) 生垣を新設する場合は、生垣の延長1メートル当たり5,000円(1メートル当たりの経費の2分の1の額が5,000円以内の場合は、その額)とし、総額で50,000円を限度とする。
- (3) 庭先、駐車場及び壁面緑化の場合は、1平方メートル当たり5,000円(1平方メートル当たりの経費の2分の1の額が5,000円以内の場合は、その額)とし、総額で50,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、緑化助成金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて理事長に申請する。

- (1) 事業実施場所の現況写真(事業の着手前の写真で、事業を実施する場所を2方向から写したもの)
- (2) 事業計画図(位置図・平面図・立面図)
- (3) 事業に要する費用の見積書の写し
- (4) 附近見取図
- (5) その他理事長が必要と認める書類

(事業の承認)

第6条 理事長は、第4条に規定する申請書を受領したときは、内容を審査し、事業の承認又は不承認を決定し、緑化助成事業承認書(第2号様式)又は緑化助成事業不承認書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、緑化助成事業承認書を受領後に事業を行うものとする。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 前条の通知後、事業計画を変更しようとするときは、緑化助成事業計画変更申請書(第4号様式)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、内容等を検討のうえ、計画変更の承認又は不承認を決定し、緑化助成事業計画変更承認書(第5号様式)又は緑化助成事業計画変更不承認書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 計画変更の申請者は、緑化助成事業計画変更承認書を受領後に事業の計画変更を行うものとする。

(事業完了報告書)

第8条 緑化助成事業承認書を受けた申請者は、事業の完了後、速やかに緑化助成事業完了報告書(第7号様式)に次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業完成後の写真で2方向から写したもの
- (2) 事業に係る費用の領収書の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の額の決定)

第9条 理事長は、第8条の規定により報告があったときには、完了検査のうえ、事業成果が助成金の交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、緑化助成事業完了検査合格通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による緑化助成事業完了検査合格通知書を受けたものは、緑化助成金交付請求書(第9号様式)を理事長に提出し、これにより理事長は、助成金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。